

農家負担額の算出方法

農家負担額 = [共済掛金] - [共済掛金] × [国庫負担割合] + ([共済金額] / 10,000 × 30 (または 15))
 共済掛金 = [共済金額] × [共済掛金率]

共済金額(補償額)の算出方法

| | |
|----------------------|--|
| 収穫共済 (災害収入共済方式以外) | 標準収穫金額の4割～補償限度割合の中で選択していただきます。 [標準収穫金額] = [標準収穫量] × [1kg当たりの補償価格] |
| 収穫共済 (災害収入共済方式) | 基準生産金額の4割～共済限度額以下の範囲内で選択していただきます。 [基準生産金額] = [10a当たり基準生産金額] × [栽培面積] [共済限度額] = [基準生産金額] × [補償割合] |
| 樹体共済 | 共済価額の4割～8割の間で選択いただけます。 [共済価額] = Σ([標準収穫金額] × [換算係数]) (換算係数は樹齢によって異なります。) |

共済金(支払額)の算出方法

| | |
|----------------------|---|
| 収穫共済 (災害収入共済方式以外) | [共済金] = [共済金額] × [共済金支払率] 共済金支払率は損害割合や支払開始割合によって異なります。 |
| 収穫共済 (災害収入共済方式) | [共済金] = ([共済限度額] - [当年産の生産金額]) × [共済金額] / [共済限度額] [共済限度額] = [基準生産金額] × [共済限度額割合] |
| 樹体共済 | [共済金] = [損害の額] × [付保割合] [付保割合] = [共済金額] / [共済価額] [損害の額] = Σ([全損換算本数] × [1本当たり価額]) |

留意事項

1. 掛金等払込期限

加入申込書の提出について、事業規程で定める期限**5月10日**までに提出をお願いします。
提出された加入申込書の引受内容等について確認し、お支払いいただく共済掛金等及び払込期限(収穫共済/6月9日まで樹体共済/7月19日まで)並びに納入場所を通知します。なお、正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となりますのでご了承ください。

2. 告知義務と通知義務

加入申込時には、申込内容について事実を正確に記載する「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、すでに事故が発生しているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に、記載された内容に変更があった場合は、遅滞なく組合へ通知する「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
 (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
 (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
 (3) 組合が共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合

4. 損害防止義務

共済加入者のみなさまには、果樹の通常の管理や、事故発生時又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

5. 解除等における共済掛金等の取扱い

上記2、3、4の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承ください。

金融商品販売法に係る重要事項

果樹共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行い広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- 通常すべき肥培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みが遅滞した場合
- 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。

安心のネットワーク

NOSAI

お問い合わせ

三重県農業共済組合

〒514-0008 津市上浜町6-81-11

http://www.nosaimie.or.jp/

(3月31日まで) ☎059(228)5135

(4月1日から) ☎059(224)0505



| | | |
|--------|-----------------------------------|----------------|
| 桑員支所 | 〒511-0902 桑名市松ノ木4-7-89 | ☎ 0594(33)1117 |
| 三河鈴亀支所 | 〒510-1233 三重郡菰野町菰野2255-1(3月31日まで) | ☎ 059(327)5900 |
| 津支所 | 〒514-0008 津市上浜町6-81-11 2階(4月1日から) | ☎ 059(224)0505 |
| 伊賀名張支所 | 〒518-0825 伊賀市小田町1380-1 | ☎ 0595(24)2501 |
| 松阪飯多支所 | 〒519-2181 多気郡多気町相可1687-4 | ☎ 0598(38)3331 |
| 伊勢地域支所 | 〒516-0804 伊勢市御園町長屋1221 | ☎ 0596(28)3350 |
| 東紀州支所 | 〒519-4324 熊野市井戸町450-1 | ☎ 0597(85)3821 |

果樹共済

三重県の農業者のみなさんへ



より広く、より深く、
農家のもとへ

「安心の未来」
拡充運動

果樹共済のご案内(令和4年度引受)

果樹の種類ごとの算出例

各区分の支払額、農家負担額の目安を示しています。
園地面積10a、引受方式は半相殺減収総合一般方式の7割補償(支払開始割合3割)を選択したとします。
1kg当たりの補償価額は令和4年度引受の値を使用しています。

| 果樹の種類 (類区分) | 支払額 | | 農家負担額※ | 標準収穫量 | 1kg当たりの 補償価額 | |
|----------------|----------------|---------------|----------|---------|-----------------|------|
| | 収穫量が なかった場合 | 収穫量が 半分の場合 | | | | |
| うんしゅう みかん | 早生・極早生 | 230,000円 | 65,800円 | 4,000円 | 1,700kg | 193円 |
| | 普通 | 210,000円 | 60,100円 | 2,400円 | 1,500kg | 202円 |
| | ハウス栽培 | 2,270,000円 | 649,200円 | 11,600円 | 4,000kg | 810円 |
| なつみかん | | 180,000円 | 51,500円 | 2,100円 | 2,000kg | 131円 |
| 指定かんきつ(不知火) | | 230,000円 | 65,800円 | 7,100円 | 1,500kg | 221円 |

※農家負担額については、農家負担掛金と事務費賦課金(共済金額1万円当たり30円(樹体共済は15円))を納入していただきます。計算式などについては裏面をご覧ください。

引受方式の内容

| 引受方式の種類 | 補償の内容 | 損害評価の方法 | ①補償限度割合 ②支払開始割合 |
|------------------------------|--|--------------------|--------------------------|
| 半相殺減収 総合一般方式 | 農家ごとに、被害樹園地の減収量の合計が基準収穫量の3割(4割・5割)を超えたときに共済金を支払います。 | 現地調査 (農家申告抜取調査) | ①7割(6割・5割) ②3割(4割・5割) |
| 全相殺減収方式 | 農家ごとに、被害による減収量が基準収穫量の2割(3割・4割)を超えたときに共済金を支払います。 | 出荷資料等 | ①7割(6割・5割) ②2割(3割・4割) |
| 全相殺品質方式 | 農家ごとに、品質を加味した減収量が基準収穫量の2割(3割・4割)を超えたときに共済金を支払います。 | 出荷資料等 | ①7割(6割・5割) ②2割(3割・4割) |
| 地域インデックス方式 (うんしゅうみかんのみ対象) | 農家ごとに、被害が発生し統計データによる収穫量が基準収穫量の1割(2割・3割)を超えて減少したときに共済金を支払います。※農家個人の減収だけでは共済金が支払われないことがあります。 | 統計データ | ①9割(8割・7割) ②1割(2割・3割) |
| 引受方式の種類 | 補償の内容 | 損害評価の方法 | 共済限度額割合 |
| 災害収入共済方式 | 農家ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額が基準生産金額の8割(7割・6割)を下回ったときに共済金を支払います。 | 出荷資料等 | 8割(7割・6割) |
| 引受方式の種類 | 補償の内容 | 損害評価の方法 | 補償限度割合 |
| 樹体共済 | 農家ごとに、樹体の損害額が共済価額の1割又は10万円のいずれかを超過したときに共済金を支払います。 | 現地調査 (全樹園地調査) | 4割～8割 |

加入資格者

果樹の栽培面積が5a以上(ハウスみかんは2.5a以上)の農家。全相殺減収方式、全相殺品質方式、災害収入共済方式については上記に加えて、過去直近6か年において概ね収穫量の全量をJA等に出荷している又は、青色申告・白色申告をしていることが条件です。

加入できる果樹の種類

うんしゅうみかん、なつみかん、指定かんきつ(不知火)
※結果樹齢に達しているもののみ対象です。

【共済責任期間】

収穫共済

うんしゅうみかん:春枝の伸長停止期から翌年産の収穫に至る期間
なつみかん、指定かんきつ(不知火):春枝の伸長停止期から翌々年産の収穫に至る期間
※本年度に加入いただく場合、令和4年産ではなく令和5年産(なつみかん、不知火は令和6年産)のものが補償対象となることにご注意ください。

樹体共済

7月20日から翌年の7月19日まで

【対象となる共済事故】

- ①風水害、寒害、凍霜害、その他気象上の原因による災害、病虫害及び鳥獣害による収穫量の減少
- ②全相殺品質方式においては、①の被害に加えて品質の低下を加味した収穫量の減少、災害収入共済方式においては①の被害に加えて品質の低下に伴う生産金額の減少
- ③樹体共済においては、①の災害によって樹体の枯死、流出、減失、埋没とが発生し、樹冠容積の2分の1以上の損傷を受けたとき



日焼け



裂果



獣害

共済責任期間・ 対象となる共済事故

加入申込期限 掛金納入期限

加入申込:5月10日まで
掛金納入:収穫共済/6月9日まで 樹体共済/7月19日まで

※正当な理由がなく共済掛金の払込を遅滞された場合には、共済関係の解除を行うこととなりますのでご了承ください。

掛金 危険段階別共済掛金率

農家の皆さんの負担を軽減するために、共済掛金の5割を国が負担します。
自動車保険と同様に共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が変動する仕組みになります。危険段階は「0」を中心に上下20区分ずつの41段階に区分されます。加入1年目は0区分が適用されます。

収入保険からのお知らせ

青色申告をしている農家の方は収入保険への加入をおすすめします。

- 自然災害はもちろん、収穫後の事故や価格低下も含め、販売収入の減少を広く補償します。
- 本人や共同作業者のケガや病気等、又は農機具の故障によって収穫できなかった場合や運搬中・保管中に事故が発生した場合も補償します。
- うんしゅうみかん・なつみかん・指定かんきつ(不知火)以外の品目(かき・ウメ等)についても補償の対象となります。

収入保険と果樹共済の両方に加入することはできません(収入保険と樹体共済は両方に加入できます)。
果樹共済から収入保険に移行される場合、収入保険へ移行時に共済掛金・事務費賦課金は全額返還されます。また果樹共済契約期間内に発生した共済事故については事故発生通知を行っていただければ収入保険の補償の対象とします。

※果樹共済の契約期間 法人:事業年度開始日まで 個人:令和4年12月31日まで